

箱根町公共サインガイドラインの策定について（2010.10.5 更新 勝俣）

1 進め方

- （１）できることをできるだけ早く実施する。（現況調査） H22
 - ア 調査をとおし、不要看板をまず撤去する。
 - イ 関所通りの交通規制サイン等の撤去をモデル的に実施(H22.6.22 実施済)
- （２）景観施策推進会議等において、調査・研究を進める。 H22、H23
- （３）公共サインガイドラインの策定 H23

2 ガイドラインに定めるべき事項

（１）公共サインの定義

ア 案内看板

地区や地域、施設などの全体的な状況を地図等で示し、事物の所在や位置、現在地との位置関係などを確認するもの。

例…観光案内板、地域案内板、施設案内板

イ 誘導看板

目的の場所へ誘導することを目的とし、矢印等で示すもの。

例…観光地などへの誘導標、指定避難場所表示板

ウ 解説看板

事物の内容、歴史、操作方法などを解説するための機能をもつもの

例…文化財説明板、施設説明板

エ 注意看板

特定の場での規制、警戒等の注意喚起することを目的とするもの。

例…ポイ捨て禁止看板、駐車禁止標、禁煙標、立入禁止標、火気注意標

(2) ガイドラインの対象とすべき公共サイン

(3) 基準

ア 表示デザイン

(文字書体、色彩、デザイン、ピクトグラム、イラスト、表示面積、高さ、向き)

イ 配置・整備

(構造、照明、位置)

ウ 表示内容

(情報掲載基準、凡例、方位、スケール、多言語表示)

エ ユニバーサルデザイン

(外国人、車いす使用者、視覚障がい者、経路表示)

オ 景観

(色彩、規模、集約化、事業者等への協力)

(4) サインに替わる方策（ツール）等の検討（地図、携帯サイト、パンフレット等）

(5) 維持管理

(定期点検、補修、管理体制等

<管理台帳の作成>

① 設置年月日

② 設置場所

③ 標識種別

④ サイズ

⑤ 仕様（素材、照明等）

⑥ 設置場所案内図

⑦ 現況写真

⑧ 管理部署

3 留意すべき国等が定めるサインのガイドライン

(1) 観光活性化標識ガイドライン（H17.6 国土交通省）

(2) 公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン（H13.8 エコロジー・モビリティ財団）

4 留意すべき関連法規

(1) 神奈川県屋外広告物条例

(2) 自然公園法

(3) 箱根町景観条例・計画

(4) 道路構造令

(5) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

各課で設置状況が悪いと判断された公共サイン（抜粋）



財務課管理 温泉会館への誘導サイン



上下水道温泉課管理 立入禁止の注意サイン



健康福祉課管理 元箱根診療所案内サイン



生涯学習課管理 埋蔵文化財包蔵地を示すサイン



学校教育課管理 箱根小学校記念樹解説サイン



観光課管理 ハイキングコース誘導サイン

箱根関所通りの活動状況について

1 これまでの取組み経過

- (1) 山静神「国際観光地にふさわしい屋外広告物」検討プロジェクトチーム
 - ア 全体会議（4回開催）
山梨、静岡及び神奈川の三県でそれぞれモデル地区を設定し、方策検討することとなった。
 - イ 神奈川ブロック会議（2回開催）
神奈川ブロックの取組み方策について検討した結果、箱根関所通りをモデル地区とし、実施方策を策定した。
- (2) モデル地区事業者等との打ち合わせ
 - ア 町関係団体との打ち合わせ
箱根観光協会長、箱根地区まちなみ景観研究会長と調整し、関所通りをモデル地区として事業を進めることとなった。
 - イ 関所通り事業者打ち合わせ
協働してモデル事業を進めることについて賛同を得た。同日、「箱根関所通り景観まちづくり研究会」設置
- (3) 箱根関所通り景観まちづくり研究会（5回開催）
町景観まちづくりアドバイザーを派遣して、アドバイスをいただき、そのアドバイスを踏まえて、今後の事業を効果的に進めるための実施方策について検討した。平成22年6月には実施計画書を策定し、策定以降はこの実施計画書に基づき、県、町及び事業者が取組みを進めている。

2 実施方策の概要（平成22年3月19日策定）

- (1) 目的
プロジェクトの取組み内容を明らかにするとともに、それら取組みを計画的、効果的に推進していくために策定したもの。
- (2) 方向性
住民と協働し、屋外広告物等による魅力的な公共空間を演出する。
- (3) 取組みの方策
 - ア 短期間に、集中して施策展開するためモデル地区を指定する。
 - イ できることを、できるだけ早く、効果的に実施する。
 - ウ 地域住民等と連携して行う。
 - エ 地域の景観まちづくりの展開を視野に入れる。
 - オ 他地域への展開を視野に入れる。

- カ 観光施策との連携を図る。
- キ その他町の景観施策やまちづくり施策との連携を図る。
- (4) モデル地区の指定と取組み内容
 - 箱根関所通りをモデル地区に設定し、のぼり旗の自主規制と代替案の検討、関所通りにふさわしい看板の検討、観光施策と連携した取組みの検討及び関所通りにおけるエリア・マネジメントの推進を取組み内容とすることとなった。
- (5) 具体的な取組み
 - ア 景観まちづくりにおける関所通りの現状及び課題の整理
 - イ のぼり旗の自主規制と代替案の検討
 - ウ 関所通りにふさわしい看板の検討
 - エ 観光施策と連携した取組みの検討
 - オ 関所通りにおけるエリア・マネジメントの推進

3 これまでの活動における成果等(平成 22 年 10 月 4 日時点)

- (1) 関所通りの現状・課題の整理及びエリア・マネジメントの推進に係る事項
 - ア 町景観まちづくりアドバイザーの活用(平成 22 年 2 月・3 月実施)
 - イ 箱根関所通り景観まちづくり実施計画書の策定資料 2-1
(平成 22 年 6 月 11 日策定)
- (2) 関所通りの良好な景観形成に係る事項(資料 2-2)
 - ア のぼり旗の掲出を 2 本までとする自主規制(平成 22 年 2 月から実施)
 - イ 箱根マイル 2000 万人プロジェクトの看板の撤去(平成 22 年 4 月 19 日実施)
 - ウ 自動販売機の色変更(平成 22 年 5 月までに該当店舗で実施)
 - エ 一部店舗等の壁面の色変更(平成 22 年 4 月から継続中)
 - オ 重複した交通誘導看板等の撤去(平成 22 年 6 月 22 日)
- (3) のぼり旗の掲出規制に伴う代替案に係る事項
 - ア 研究会紹介ホームページの開設(平成 22 年 4 月 30 日から)
 - イ 関所通り商店街 携帯サイトの開設(平成 22 年 8 月 11 日から)
資料 2-3
 - ウ 関所通りマップの作成(平成 22 年 9 月 9 日配布開始)資料 2-4
 - エ その他の事業 P R (広報「はこね」への掲載、記者発表等)

4 今後の主な取組み予定

- (1) のぼり旗の代替案の検討
- (2) 修景補助制度等の検討

箱根関所通り地区のこれまでの取組み状況

月	実施日	件 名	内 容	
10	H21.10.9	PJT 第 1 回会合 (全体)	場 所	静岡県庁
			出席者	3 県及び関係市町村職員
			内 容	それぞれの屋外広告物に係る取組状況を報告するとともに、当面の予定について確認した。
12	H21.12.1	のぼり旗 掲出状況調査	場 所	箱根地区
			出席者	箱根町
			内 容	町内におけるモデル地区の候補地を検討するため、のぼり旗の掲出状況を調査した。
	H21.12.18	PJT 神奈川 ブロック 第 1 回会議	場 所	箱根町役場
			出席者	ブロック構成員
			内 容	箱根関所通りをモデル地区とし、のぼり旗を対象とした街並みについて取組むことになった。
1	H22.1.18	町関係団体 との打合せ	場 所	箱根観光協会長店舗
			出席者	石井箱根観光協会長、丸山箱根地区まちなみ景観研究会長、都市整備課
			内 容	関所通りをモデル地区として、当該エリア事業者と調整し、事業を進めることになった。その他箱根地区事業者については、観光協会長が説明する。
	H22.1.27	関所通り 事業者打合せ	場 所	箱根集会所
			出席者	関所通り事業者 6 名（2 名欠席）
			内 容	協働してモデル事業を進めるところについて賛同を得た。 同日、「箱根関所通り景観まちづくり研究会」設置（住民自主設置）
2	H22.2.9	関所通り景観まち づくり研究会 第 1 回	場 所	関所通り、箱根集会所
			出席者	研究会委員、派遣アドバイザー、都市整備課
			内 容	今後の取組みについて専門家からアドバイスをいただく。（現場にて状況把握）
3	H22.3.8	関所通り景観まち づくり研究会 第 2 回	場 所	箱根集会所
			出席者	研究会委員、派遣アドバイザー、都市整備課、生涯学習課
			内 容	今後の取組の方向性について
	H22.3.19	PJT 神奈川 ブロック 第 2 回会議	場 所	箱根町役場
			出席者	ブロック構成員、研究会
			内 容	進捗状況、今後のスケジュールについて（事業者を交えて）
	H22.3.30	PJT 第 2 回会合 (全体)	場 所	神奈川県庁
			出席者	環境省、3 県及び関係市町村職員
			内 容	取組み状況の報告
4	H22.4.7	関所通り景観まち づくり研究会 第 3 回	場 所	箱根集会所
			出席者	研究会委員、都市整備課、生涯学習課
			内 容	施策検討・実施計画について
	H22.4.30	研究会を紹介するページを箱根町ホームページ内に開設		

月	実施日	件 名	内 容	
5	H22.5.12	PJT 第 3 回会合 (全体)	場 所	山梨県民会館
			出席者	3 県及び関係市町村職員
			内 容	取組み状況の報告、情報交換等
	H22.5.26	関所通り景観まち づくり研究会 第 4 回	場 所	箱根集会所
			出席者	研究会委員、日本景観フォーラム、都市整備課
			内 容	施策検討・実施計画書の策定について
	H22.5.26	研究会が NPO 法人日本景観フォーラムと調査・研究を連携することで合意		
6	H22.6.11	箱根関所通り景観まちづくり実施計画書の策定		
7	H22.7.23	関所通り景観まち づくり研究会 第 5 回	場 所	箱根集会所
			出席者	研究会委員、環境整備部長、都市整備課
			内 容	携帯サイトの作成・のぼり旗の代替案について
8	H22.8.6、 H22.8.10	のぼり旗の代替案としての日除け幕、暖簾等のデザイン、通りの統一した景観まちづくり等について暖簾等の作成事業者へ提案依頼		
	H22.8.11	箱根関所通り商店街 携帯サイト運営開始		
	H22.8.19	町長が取組みの効果及び進捗状況を確認するため、関所通り視察 (各事業者へあいさつ)		
	H22.8.26	PJT 第 4 回会合 (全体)	場 所	静岡県庁
			出席者	3 県及び関係市町村職員
			内 容	取組み状況報告、今後の活動について
9	H22.9.9	箱根関所通りMAPの配布開始		

箱根関所通り事業者の良好な景観形成に係る取組みについて

1 関所の茶屋 自動販売機の色変更（平成 22 年 4 月実施）



2 箱根製麺所 外壁の色変更（平成 22 年 4 月から実施）



3 箱根丸山物産本店 自動販売機の色変更（平成 22 年 5 月実施）



箱根スマイル2000万人プロジェクトの看板撤去写真

実施日 平成22年4月19日

1 江戸口御門側（恩賜公園方面）



2 京口御門側（商店街方面）



箱根関所通り交通誘導看板等の撤去

実施日時	平成 22 年 6 月 22 日（火）午後 2 時から午後 3 時まで
実施者	箱根関所通り景観まちづくり研究会 丸山会長 箱根関所 大和田所長 都市整備課 勝俣副主幹、竹村主事補

関所通り 国道 1 号線から



① 関所通り国道 1 号線側入口 大型車進入禁止看板の撤去



② 関所通り国道 1 号線側 通り抜け禁止看板の撤去





撤去した看板等



景観まちづくり協力店の認定を開始しました!!



町では、10月1日から、景観形成に積極的に取り組んでいる店舗や事業所を「景観まちづくり協力店」として認定する制度を開始しました。

昨年6月の景観条例施行後、これまで以上に町民・事業者の皆さんの景観を良くしていこうとする意識が高まり、周囲の景観に配慮した店舗の改修や自動販売機の色変更などが実施されるなど、取り組みの輪が広がりつつあります。

そのような中でスタートしたこの制度は、認定要件を満たした店舗や事業所を町が「景観まちづくり協力店」として認定し、その取り組みを広報、ホームページなどでPRすることで、町と町民・事業者の皆さんが一体となって、景観まちづくりを進めていくことを目的としています。

景観まちづくり協力店認定制度の概要は次のとおりです。ぜひご活用ください。

対象

町内の店舗・事業所など

申請方法

「箱根町景観まちづくり協力店認定申請書」を都市整備課へ持参または郵送で提出してください。申請書は、都市整備課で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

認定について

協力店として認定を受けるためには、箱根町景観条例、景観計画の規定・基準を遵守するほか、建築物の外壁・屋根、屋外広告物、工作物、緑化、自動販売機などに係る基準を満たす必要があります。詳細については、別紙「箱根町景観まちづくり協力店の認定に関する要綱」及び「箱根町景観まちづくり協力店認定に関する基準」をご覧ください。

認定されると

景観まちづくり協力店として認定されると、次のとおりメリットがあります。

○景観まちづくり協力店認定証および認定シールを交付します!

○町の広報誌、ホームページなどで積極的に周知します!



※発行する認定証(左)とシール(右)の例です。

書類送付・問い合わせ先

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

箱根町環境整備部都市整備課景観推進班

TEL: 0465-85-9566

FAX: 0465-85-7577

URL: http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/ka/seibi/index.html

E-Mail: web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp



箱根町景観まちづくり協力店の認定に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、箱根町の良い景観形成に積極的に取り組んでいる店舗等を認定する制度を設けることにより、町民、事業者及び観光客の景観形成に対する意識の高揚を図り、もって箱根町景観計画に掲げる景観まちづくりの将来像である「愛着と誇りがもてる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち」の具現化を図ることを目的とする。

（認定）

第2条 町長は、箱根町の良い景観形成に積極的に取り組んでいる店舗等を箱根町景観まちづくり協力店（以下「協力店」という。）として認定するものとする。

（認定手続）

第3条 前条の認定を受けようとする者は、箱根町景観まちづくり協力店認定申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、当該申請を行った者に対し、認定するときは、箱根町景観まちづくり協力店認定証（第2号様式）に認定シール（第3号様式）を添えて交付するものとし、認定しないときは、箱根町景観まちづくり協力店不認定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 協力店が認定を受けた事項を変更しようとする場合は、箱根町景観まちづくり協力店認定事項変更届出書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（認定の要件）

第4条 協力店の認定要件は、別表に掲げるとおりとする。

（協力店の周知等）

第5条 町長は、町の広報紙への掲載、行政ホームページの利用等の方法により協力店の周知に積極的に努めなければならない。

2 協力店は、町の良い景観形成に向け積極的に取り組んでいる旨の広告等を行うことができる。

（調査）

第6条 町長は、必要に応じて、協力店に対して、取組状況を調査し、又は報

告を求めることができる。

（認定の取消し）

- 第 7 条 町長は、協力店が別表の認定要件に適合しないと認める場合又は協力店が適切でない行為をしたと認める場合は、認定を取り消すことができる。
- 2 前項の認定の取消しは、当該協力店に対し、箱根町景観まちづくり協力店認定取消通知書（第 6 号様式）により通知し、行うものとする。
 - 3 第 1 項の規定により認定の取り消しをされた協力店は、第 3 条第 2 項に規定する認定証及び認定シールを速やかに町長に返還しなければならない。

（実施細目）

- 第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第４条、第７条関係）

箱根町景観まちづくり協力店認定要件

項	目
1	基本項目
	以下の事項にすべて該当すること。
	(1) 町内に店舗、事業所等が存すること。
	(2) 箱根町景観条例及び箱根町景観計画の規定等を遵守していること。
	(3) その他町長が必要と認める関連法令の規定等を遵守していること。
	(4) 良好な景観の形成を阻害する行為をしていない、又はする恐れがないこと。
	(5) 町に納付すべき町税等に滞納がないこと。
2	認定項目
	以下の事項において、さらなる街なみ景観への配慮等に係る行為であって、(1)及び(2)のいずれにも該当し、かつ(3)から(10)のうちで３項目以上に該当すること。
	(1) 建築物の外壁、屋根等に係る景観への配慮
	(2) 屋外広告物の景観への配慮
	(3) 工作物等（擁壁、塀、フェンス等）の景観への配慮
	(4) 緑化の推進
	(5) 自動販売機の景観への配慮
	(6) コミュニティースペースの設置
	(7) 道路と壁面間の有効空間の確保（5m以上）
	(8) 景観に係る地域活性化のための行為
	(9) ユニバーサルデザインへの配慮
	(10) その他町長が認める街なみ景観への配慮及びまちづくり推進の行為

第 1 号様式（第 3 条関係）

箱根町景観まちづくり協力店認定申請書

年 月 日

箱根町長 様

店舗等名

代表者名

申 請 者

⑩所在地

電話番号

箱根町景観まちづくり協力店の認定に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により協力店の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

店 舗 等 名 称 及 び 代 表 者	
店 舗 等 の 所 在	
主たる事業の内容	
取 組 み に 対 す る P R 事 項 等	
添 付 図 書	☐ 案内図 ☐ 景観の取組が分かる写真、資料等 ☐ 建築物の概要（高さ、延べ面積、敷地面積等）が分かる資料 ☐ 建築物、土地等の所有状況が分かる資料 ☐ ☐ ☐

第 5 号様式（第 3 条関係）

箱根町景観まちづくり協力店認定事項変更届出書

年 月 日

箱根町長 様

店舗等名

代表者名

届 出 者

⑨

所 在 地

電話番号

箱根町景観まちづくり協力店の申請事項等について変更が生じたので、箱根町景観まちづくり協力店の認定に関する要綱第3条第3項の規定により関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

認 定 年 月 日		年 月 日
認 定 番 号		第 号
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
添 付 図 書	変更に係る図書を添付してください。	

